

客引き行為等禁止区域指定までの流れ

1 住民等からの要望書の受理

○地域団体等から禁止区域指定の要望書を受理しました。（資料3－1 参照）

【要望書提出団体】

- ① 学区連絡協議会、自治会、町内会、その他これらの団体に準ずるもの
- ② 商店街振興組合、商工会などの商業団体
- ③ 複数団体で構成され、規約や会則などがあり、活動範囲が明確である団体



2 地域説明会の開催

○住民等から禁止区域の要望があった地域にお住まい、または地域内で営業活動を行っている事業者の方などを対象に、説明会を開催しました。



3 禁止区域の確定

○住民等からの要望、客引き行為等を行う者の人数および地域における自主的な取り組み等を考慮し、学識経験者等の意見を聴いた上で、禁止区域等を確定しました。

【重点区域の指定要件】

- ・ 地域団体等から禁止区域の指定に関する要望書が提出されていること
- ・ 客引き行為等を行う者が一定数存在すること

【禁止区域の指定要件】

- ・ 地域団体等から禁止区域の指定に関する要望書が提出されていること
- ・ 客引き行為等を行う者が多数存在すること
- ・ 地域における定期的、継続的で自主的な安心・安全・快適まちづくり活動が行われていること



4 禁止区域の告示（平成30年6月29日（金））

○禁止区域に指定されたエリアについて、名古屋市公式ウェブサイトや広報なごやなどで順次周知します。



5 禁止区域の指定（平成30年10月1日（月））

○禁止区域指定後は、禁止区域内で客引き行為等を行い、または行わせることが禁止されます。

○禁止区域では、指導・勧告・命令を順番に行い、命令に違反すると、5万円の過料が科される場合があります。また、氏名や住所などを公表する場合があります。

（資料3－2参照）